

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第209号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年8月13日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇神社に関する県が保有する（事務所備付け書類等と県報及び神主及び役員の変更届全て（県が保有する書類）全部 総務課）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月9日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、〇〇神社の「事務所備付け書類の写しの提出について」及び「宗教法人の代表役員」変更届を特定した上で、条例第8条第1号、第2号及び第7号に該当する部分を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年10月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年3月31日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「あるべき書類として伺い書及び宗教法人法による官主の資格及び階級任期を示す書類を出せ」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

(1) 宗教法人から提出された書類について

宗教法人の事務所には、役員名簿、財産目録等の書類を備えなければならない(宗教法人法(昭和26年法律第126号)。以下「法」という。)第25条第2項)、毎会計年度終了後4月以内に、所轄庁に提出しなければならない(同条第4項)。また、宗教法人の代表役員等の登記事項について変更登記をした場合は、所轄庁に提出しなければならない(法第9条)。

(2) 条例第8条第1号の該当性について

代表役員の生年月日、責任役員名簿(氏名、生年月日、住所)について、これらの情報は、個人に関する情報であって、当該情報を公開することにより、個人の特定や、個人の権利利益を害することにつながる恐れがあるため、本号に該当すると判断した。

(3) 条例第8条第2号の該当性について

ア 代表役員、宮司の印影について

代表役員、宮司の印影は、宗教法人が事業活動を行う上での内部情報として管理しているものであるとともに、これを誰に対して明らかにするかは、法人自らが選択すべきものであることから、公にすることにより、当該法人の権利、利益を害するおそれがあるため、本号に該当すると判断した。

イ 財産目録について

財産目録は一定の時点において、法人が保有する全ての資産(土地、建物、現金、預金等)と全ての負債(借入金等)について、その区分、種類ごとに一覧にし、法人の財産状況を明らかにしたものであり、広く公開することにより、法人に不利益を与えるおそれがあることから、本号に該当すると判断した。

(4) 条例第8条第7号の該当性について

代表役員名簿(生年月日、神社庁届出年月日)、責任役員名簿(氏名、生年月日、住所、就任年月日、神社庁届出年月日)代表役員の印影、宮司の印影、財産目録について(※第1号又は第2号にも該当する項目あり。)、法第25条第4項に基づき宗教法人から提出のあった事務所備付け書類の写しについて公文書公開請求がなされたが、同項の規定による事務は第一号法定受託事務とされている。

この処理については、平成16年2月19日付け15庁文第340号文化庁次長通知により、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすることとされていることから、本号に該当すると判断した。

以上により、条例第8条第1号、第2号及び第7号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

2 審査請求人の主張について。

(1) 伺い書について

宗教法人からの届け出を受理する際、伺い書の作成はない。

(2) 官主の資格及び階級任期を示す書類等について

所轄庁への変更届は、登記事項を変更した場合、登記事項証明書とともに届け出ることが法に定められており、神主の資格及び階級任期を示す書類は登記事項ではないことから変更の届け出はなく、公文書を保有していない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年3月31日	諮問
令和7年5月28日 第1部会（第23回）	審議
同年 6月25日 第1部会（第24回）	審議

第6 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、〇〇神社に関する県が保有する事務所備付け書類の写し等、県報並びに神主及び役員の変更届のうち、総務課において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、公文書公開請求書に基づき、上記の内容で本件請求に係る公文書を特定し本件処分を行っているのに対し、審査請求人は審査請求書において、あるべき書類として、伺い書及び宗教法人法による神主の資格、階位及び任期を示す書類が存在し、これらの書類を含めて特定すべき旨主張していると解されるから、実施機関の行った公文書の特定の妥当性について以下検討する。

2 実施機関の行った公文書の特定の妥当性について

宗教法人の事務所には、役員名簿、財産目録等の書類を備え付け（法第25条第2項）、毎会計年度終了後4月以内に、これらの書類の写しを所轄庁に提出しなければならないこととされている（同条第4項）。また、宗教法人の代表役員等の登記事項について変更登記をした場合は、登記事項証明書を添えて所轄庁に届け出なければならないこととされている（法第9条）。

そうすると、実施機関は宗教法人から書類の提出、又は届出を受けるとしても、何らかの意思決定をする必要はなく、また、代表者の宗教上の資格について法は何ら要件を設けていないこと（法第22条及び第85条参照）から、審査請求人が主張する伺い書並びに神主の資格、階位及び任期を示す書類を実施機関が作成し、又は取得することはない。

したがって、公文書の特定に関する審査請求人の主張は、これを採用することがで

きず、実施機関が行った公文書の特定は妥当なもの認められる。

3 本件請求に係る公文書の一部を実施機関が非公開としたことについて

本件請求に係る公文書を審査会において見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号又は第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、当該非公開としたことについての実施機関の説明には、特に不合理な点は認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	